

株式会社 × × × ×

不妊治療・不育症治療 社内説明会

### Q1：不妊の定義は？

A：結婚して1年以上妊娠しない

・社内相談員 ... ○○○○ △△△△

不妊治療・不育症治療について分からぬこと、相談したいことがあるたら、就業時間内に上記社内相談員にお願いします。

・時差勤務制度、不妊治療休暇・不育症治療休暇は、別紙就業規則を参照

Q4：体外受精で生まれた子どもの人数は？

A：年間 56,979人 (2018年データ)

赤ちゃんの16. 1人に1人は体外受精で出産

生殖年齢の男女が妊娠を希望し、**1年間**避妊すること無く性交渉を行っているにもかかわらず、妊娠の成立を見ない場合

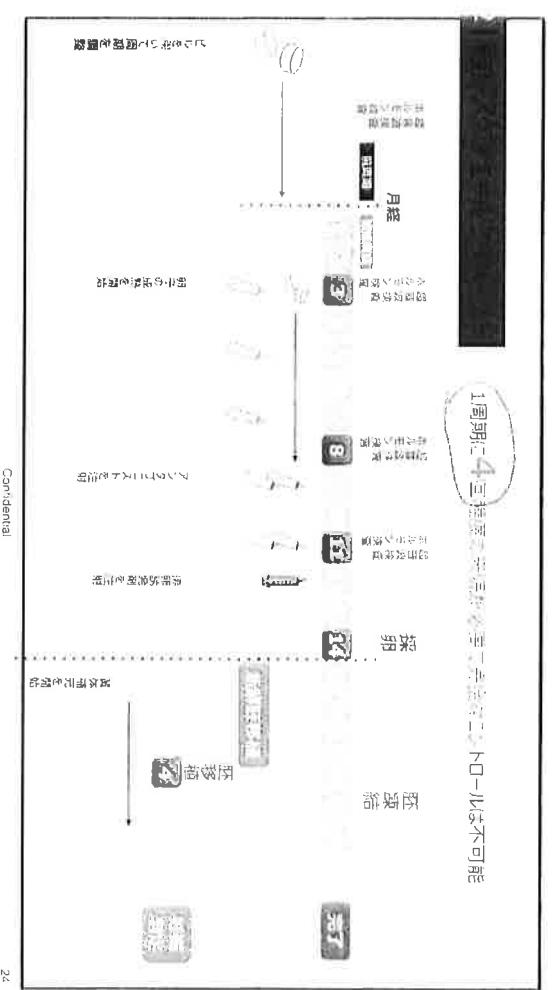
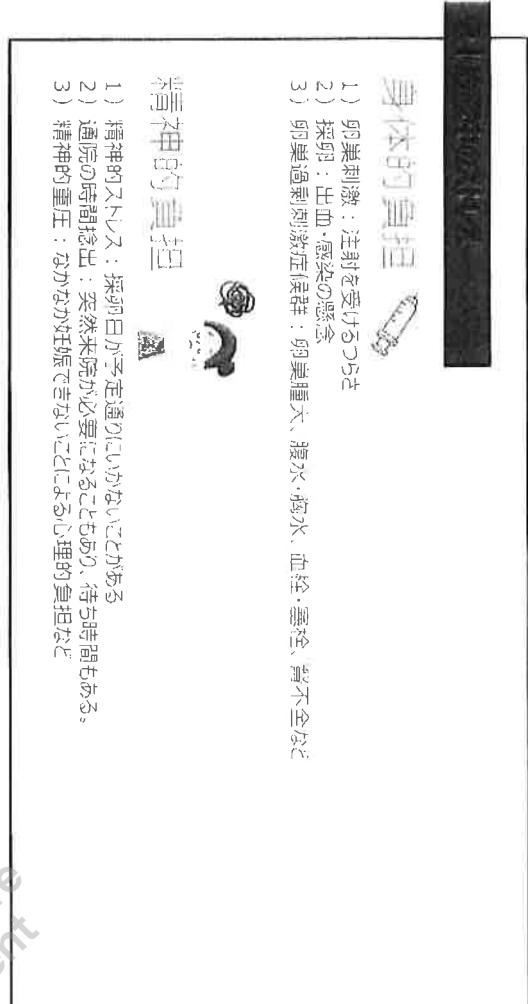
生殖年齢の男女が妊娠を希望し、妊娠は成立するが流産や早産・死産を繰り返して生児が得られない状態は、当事者にとって、「近親者の死」と同じ程度のストレスがかかるとされており、不妊治療患者以上の精神的支援が必要となります。

Confidential

12

Confidential

いくつご存知でしたか？



妊娠、出産等に対するハラスメント  
男女雇用機会均等法のマタハラ指針に、「不妊治療」が追記された

プライバシーの保護に配慮が必要  
改正労働施策総合推進法の施行日： 令和2年6月1日～（大企業） 令和4年4月1日～（中小企業）  
改正労働施策総合推進法では、「個の侵害」は  
パワハラにあたると明記されている

ハラスメント防止のためには、妊娠・出産・産前産後休業への否定的な言動をなくしたり、制度利用の周知を行うことが重要。そしてこの否定的な言動には、不妊治療に対する否定的な言動も含まれている。

【個の侵害の例】  
機微な個人情報（性的指向・性自認、病歴、不妊治療など）について当事者の了解を得ないで暴露すること。

（※）「卵巣王」が採卵におけるリスクに関する最新の研究に基づいて、高齢者への卵巣王についての説明」 令和2年1月15日 健生労働省告示第6号

# 不育症について

●不育症とは  
妊娠はするが、2回以上の流産、死産を繰り返し出産に至らない

## ●不育症治療の課題（経済的負担）

- ・「不育症検査費」+「度重なる流産手術・入院費（十胎児総毛染色検査代）」+「不育症治療費・通院費」
- ・「検査項目・精度が各病院によってバラバラ」
- ・度重なる流産によって多額の入院手術費が必要になる。

## ●不育症の課題（心身の負担）

- ・流産の手術をするのが産婦人科（待合室、処置室）
- ・一度授かった喜びから、一気に悲しみの底に突き落とされる
- ・流産を繰り返すことで「母親が無理をしたから」「仕事を続けているから」など、母体への負担が原因のように言われる、
- ・妊娠しても継続できないことから、自己肯定感が持てなくなる、妊娠が怖くなる

女性は月経周期に合わせて多くの検査が必要

月経期の検査	排卵期の検査
・卵胞モニター(超音波) ・ホルモン検査(血液)	・子宮卵巣超音波検査 ・卵胞モニター(尿検査) ・子宮鏡検査

1度の通院で2時間程度で検査可能

15

Confidential

診察

検査項目	基準値
内視鏡	1.5ml以上
精子検査	1500万/ml以上
血液検査	3500万/ml以上
荷重運動検査	32kg以上
透視検査	40%以上
正中骨子骨密度	49.2g/cm²
白血球数	100万/ml未満

タイミング療法

人工授精 → 体外受精

ステップアップ治療

ステップダウン治療

月経期の検査

排卵期の検査

・卵胞モニター(超音波)  
・ホルモン検査(血液)

## 就業規則記入例

### (時差勤務制度)

第××条 従業員は、会社の所定の書面により申し出ることにより、始業及び終業の時刻について、2時間の範囲内で繰り上げ又は繰り下げる措置を受けることができる。但し、会社は業務上の都合により、時差勤務の申し出を許可しない場合がある。

- 2 繰り上げの場合の始業・終業時刻は、8:00～17:00、または7:00～16:00。  
繰り下げの場合の始業・終業時刻は、10:00～19:00、または11:00～20:00とする。
- 3 時差勤務は、1日単位で利用できるものとし、原則として3日前までに会社に申し出なければならない。

### (不妊治療休暇・不育症治療休暇)

第××条 不妊治療や不育症治療を受ける労働者は、1年のうち不妊治療及び不育症治療について、それぞれ5日を限度に休暇を取得することができる。但し、頻繁な通院が必要な場合はさらにそれぞれ5日を限度に休暇を取得することができる。なお、この場合の1年とは、毎年1月1日から12月31までの期間とし、未取得の不妊治療や不育症治療の休暇は次年度に繰り越すことはできない。

2. 不妊治療や不育症治療の休暇の単位は1日または1時間とする。取得の際は、連続取得及び分割取得のいずれも可とする。
3. 1時間を単位とする不妊治療や不育症治療の休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続させるものとする。
4. 休暇の取得にあたっては、休暇取得申請書により、原則として取得日より1週間前までに申請を行うものとする。なお、初回の申請に限り、医師の診断書等をあわせて提出すること。
5. 不妊治療休暇休暇及び不育症治療休暇は有給とし、通常の賃金を支払う。
6. 賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定等に関して、不妊治療や不育症治療の休暇を利用したことによる不利益は生じない。

## ●「不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する理解度チェックリスト」集計結果

### チェック項目

○×

#### 【不妊治療・不育症治療の概要について】

- ・「不妊治療」や「不育症治療」で行う医療行為の内容について理解できましたか。
- ・「不妊治療」や「不育症治療」に必要な通院頻度について理解できましたか。
- ・「不妊治療」や「不育症治療」における身体的負担、精神的負担について理解できましたか。

#### 【ハラスメント防止について】

- ・妊娠、出産等に関する否定的な言動は、職場の「マタニティ・ハラスメント」となり得ることが理解できましたか。

#### 【当社の社内相談体制の整備について】

- ・当社に、「不妊治療」や「不育症治療」と仕事の両立に関する社内相談員が配置されたことを理解できましたか。
- ・当社における社内相談員は　　の　さん、　　の　さんであることを理解できましたか。
- ・社内相談員への相談方法（いつ、どのように）は理解できましたか。

#### 【当社における「不妊治療」や「不育症治療」の休暇制度（または「不妊治療」や「不育症治療」の休業制度）について】

- ・「不妊治療」や「不育症治療」の休暇制度（または「不妊治療」や「不育症治療」の休業制度）がどのようなときに利用できるか理解できましたか。
- ・「不妊治療」や「不育症治療」の休暇制度（または「不妊治療」や「不育症治療」の休業制度）が有給か無給か理解できましたか。
- ・「不妊治療」や「不育症治療」の休暇制度（または「不妊治療」や「不育症治療」の休業制度）を取得できる日数・期間を理解できましたか。

#### 【当社における「不妊治療」や「不育症治療」のためのテレワーク制度等の整備について】

- ・「不妊治療」や「不育症治療」を理由として　　が利用できることを理解できましたか。
- ・勤務時の労働条件を理解できましたか。

(自由意見欄)